

# むなかた文化祭

市と共催で文化協会10団体と一般11団体が日頃の活動の成果を発表する文化祭。みなさん、ぜひ来てください。



三味線や琴による美しい演奏

## 【舞台部門】

日時	内容
10月6日(日)	11:30~16:10 一般舞台
	13:00~16:30 謡曲
同27日(日)	10:00~12:40 三曲
	14:45~18:15 吟剣詩舞
11月9日(土)	10:00~12:30 民謡
	14:45~17:35 音楽
同10日(日)	10:30~16:00 舞踊

●場所 宗像ユリックス・ハーモニーホール他

## 【展示部門】

日時	内容
10月5日(土) 同6日(日)	10:00~17:00 一般展示
11月9日(土) 同10日(日)	10:00~17:00 盆栽・生け花
同10日(日)	10:00~15:30 お茶会
同20日(水) ~同24日(日)	10:00~17:00 美術展

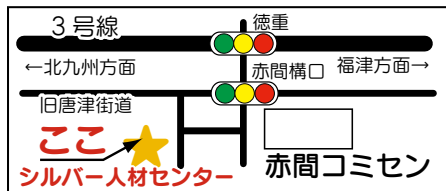
●場所 宗像ユリックス・展示室他

\*日時は変更の場合あり。詳細は各コミセンに設置のパンフレットで確認か問い合わせを

●問い合わせ先

▽宗像ユリックス事業部 ☎(37)1483

▽文化・スポーツ推進課 ☎(36)1540



センターの場所

**「仕事の例」**  
 除草、草刈り、剪定、食事用意・清掃・洗濯などの家事援助、育児支援など  
 ●発注者の声  
 ▼初めて剪定を依頼しました。予想以上の出来栄えにびっくりしています(日の里)  
 ▼暑い中、草取りをしてもらい、感謝しています(樟陽台)  
 ▼一生懸命に仕事をする姿勢に感心しています。従業員の模範になります(民間事業者)  
 同センターに多くの感謝の声がある

**ボランティア活動に積極的に参加せよ**  
 さつき松原の再生・保存のため、6月22日、会員29人でさつき松原の指定区域3800平方メートルの草刈り、雑木の伐採などのボランティア活動を実施しました。会員の手際よい作業で、きれいな松原

**センターのPRのために 啓発活動を実施します**  
 同センターは、公共機関、民間事業所、コミュニティ運営協議会などへの訪問、一般家庭へのチラシ配布などで、同センターの活動をPRし、啓発活動を実施しています。発注したい仕事があります。気軽にご相談してください。

**4月15日、除草作業や草刈り作業での正しい草刈り機の使い方などの実技指導を交えた講習会を実施し、会員40人が参加しました。**  
 草刈り作業の実技指導では、石やほこりの飛散防止対策の重要性を全員で再確認しました。今後も安全第一で、よりよい仕事を実施することを心がけ、講習会の成果を作業に生かしていきます。



除草講習会

**10月は、「シルバー人材センター 事業普及啓発促進月間」です**  
 市では、高齢者が豊かな経験と知識を生かし、生きがいづくりの場を確保するため、シルバー人材センターを支援しています。普及啓発促進月間では、みなさんに同センターを理解してもらうための活動を実施。今回は、同センターの取り組みを紹介します。  
**シルバー人材センターとは**  
 同センターは、県知事の認定を受けた公益社団法人です。高齢者に、臨時的、短期的、その他の軽易な仕事を提供しています。  
**除草、草刈り作業 安全技能向上講習会を開催**  
 寄せられています。今まで以上に市民に信頼されるシルバー人材センターを目指していきます。

**受注した仕事を実施する 会員を募集しています**  
 入会説明会を、毎月第2・4水曜日の午後1時30分から同センターで実施しています。ぜひ参加してください。  
**入会要件**  
 健康で働く意欲のある60歳以上の市民/同センターの趣旨に賛同する人/所定の会費を納入する人  
 \*仕事は、請負、委託、派遣のいずれかの方法によって実施します  
 \*公平に仕事をしてもらうため、ローテーションで就業します  
 ●入会方法  
 入会説明会に参加し、入会申込書を提出してください  
 ●会員の声  
 入会してよかったです。仕事だけでなく、人の輪が広がったことに感謝しています(広陵台)  
 ■問い合わせ先  
 ▼高齢者支援課 ☎(36)1285  
 ▼市シルバー人材センター ☎(33)1151  
 同センターHP <http://munaka-ts-sc.com/>



アダプトプログラムに参加して地域貢献

# 高額療養・高額介護合算制度

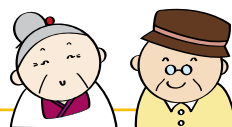
## 「高額療養・高額介護合算制度」とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するために、平成20年4月から設けられた制度です。

世帯の8月から翌年7月までの1年間の医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度など)と介護保険の自己負担額(高額療養費と高額介護サービス費は差し引きます)を合計し、この制度の自己負担限度額を超えた場合、申請すると、その超えた額が各保険者で配分され、対象者に払い戻されます。

## 自己負担限度額は世帯の所得や年齢によって異なります

自己負担限度額は世帯員の所得や年齢によって、下表のように決まっています。年額を計算する1年間の期間は、毎年8月1日~翌年7月31日です。



## 【高額療養・高額介護合算制度の自己負担限度額】

世帯	70歳以上の世帯	70歳未満の世帯
現役並み所得者(70歳以上)(*1)	67万円	-
上位所得者(70歳未満)(*2)	-	126万円
一般	56万円	67万円
低所得者Ⅱ(*3)	31万円	34万円
低所得者Ⅰ(*4)	19万円	34万円

- \*1 住民税の課税所得が145万円以上の世帯
- \*2 世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯
- \*3 世帯全員が住民税の課税対象となる所得以下の世帯(年金収入のみの方は年金受給額80万円以下)
- \*4 住民税非課税世帯

## 支給対象者へ通知を送付

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人には、平成26年1月以降に世帯主へ手続きの案内文書を送付します。ただし、平成24年8月から平成25年7月までの間に、他の市町村から転入した場合や、複数の医療保険(被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度など)に加入していた場合は、送付できないことがあります。

案内文書が届いたら、国保医療課(市役所本館1階)で支給申請をしてください。申請時は、健康保険証、介護保険証、印鑑、療養費の振込口座情報の控えが必要です。

\*被用者保険(社会保険など)に加入している人は、それぞれの医療保険に問い合わせを

\*平成25年7月31日現在加入している医療保険者に申請を

**国民健康保険の資格異動は14日以内に届出を!**  
 \*届出期間(資格の異動から14日以内)を過ぎると給付が制限される場合あり

## ●問い合わせ先

- ▽国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363
- ▽国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348
- ▽介護保険課介護保険係 ☎(36)4877